

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1967号**

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1954号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(転居費の算定方法等) <b>第17条</b> 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、 <u>旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする。</u> (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(転居費の算定方法等) <b>第17条</b> 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。  (1)～(3) (略) 2・3 (略)

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。